

<別紙>

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
健診システム特定健診 対応システム	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 物品管理課	平成20年8月27日	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	4,063,500円	当該業務は既存システムとの連携業務であるため、他社との競合の余地がないため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とした。	
健診システム特定保健 指導対応システム	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 物品管理課	平成20年8月27日	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	5,674,132円	当該業務は既存システムとの連携業務であるため、他社との競合の余地がないため日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とした。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。